

エネルギー基本計画に基づく原発推進政策を閣議決定したことに対し、強く抗議をし、同計画の撤回を求める決議

第1 決議の趣旨

2014年4月11日、政府は、原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、再び原発政策を推進すべく新たなエネルギー基本計画を閣議決定した。同計画により、かつて民主党政権が打ち出した「2030年代原発稼働ゼロ」の政策は投げ捨てられ、凄惨な事故の現実を顧みることなく、再び原発依存社会へ回帰し、原発推進政策を本格化させることが明白となった。

自由法曹団は、真の安全対策のためにも原発稼働ゼロの方針を策定すべきとの立場から、2014年1月10日に基本計画の閣議決定をすることについて反対をする声明を出したが、それにもかかわらず、上記閣議決定がなされたことに対し、強く抗議の意を表明し、同計画の撤回を求め、決議をするものである。

第2 決議の理由

1. 最悪の不安定電源

基本計画は、原発は「優れた安定供給性と効率性」を有しているとし、「重要なベースロード電源」と位置付ける。

しかし、原発は昨年9月以降、全国で稼働している原発は1基もなく、1ワットたりとも発電していない原発を重要な電源と位置付けることはできない。また、電気事業法上、国による原発の定期検査は、原子炉の技術的評価により、13か月、18か月、24か月の間隔で行われており、その都度、稼働を停止させなければならないし、福島原発事故以前にも原発はたびたびトラブルを起こして停止しており、実際には1975年以降の原発の設備利用率は平均で7割程度にすぎない。さらに、ひとたび事故が起きれば、早期復旧の目途が立たないうえに、一気に大電力を失い、巨額の費用がかかることにな

るといふ「最悪の不安定電源」である。ベースロード電源として「優れた安定供給性」があると評価することは決してできない。

2. 規制基準は稼働のための基準にすぎず安全基準ではない

基本計画は、原発の再稼働について、「原子力規制委員会の専門的な判断により、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には進める」とする。

しかし、福島原発事故の原因はまだわかっていない。東京電力や政府は津波説をとるが、国会の事故調査委員会は「地震動による損傷がなかったとはいえない」とする報告書をまとめている。事故原因が確定せず、過酷事故に至った過程もわかっていない以上、規制基準を満たした原発でも事故は起きうる。規制基準は稼働をするためのものにすぎず、原発の安全性を担保する基準ではありえない。ちなみに、同基準を満たしても重大事故時のベントによる敷地境界での全身被ばく線量は数百ミリシーベルトになり、その危険性が明らかである。事故の起こらない原発はあり得ないという福島原発事故の最大の教訓を無視して、「世界で最も厳しい水準の規制基準」（しかも、同基準には汚染水・地下水対策は含まれていない。）などと称して、新たな「安全神話」を作り出すものである。

3. 核燃料サイクル実用性の目途なし

基本計画は、再処理とプルサーマルを「推進」し、高速増殖炉もんじゅについて「国際研究拠点として継続」とする。

しかし、事実上破綻している核燃料サイクルを継続すれば、その負担は税金や電気料金として国民に跳ね返る。また、未だ六ヶ所村の再処理工場は試験運転中であり、トラブル続きの「もんじゅ」は実用化の目途が立っていない。このような核燃料サイクルから撤退し、原発に依存しない政策を策定すべきである。核燃料サイクルを動かすために原発再稼働を進めることは到底許容できない。

4. 使用済み核燃料の最終処分方法の展望なし

基本計画は、最終処分場について「国が全面に立ち、適正な地域を示す」とする。

しかし、具体的な方策は全く目途が立っておらず、国内の原発に貯蔵されている1万4370トンの使用済み核燃料の最終処分方法の展望がない。このような状況で原発の再稼働を進めることは、問題を将来に先送りにするだけの極めて無責任な政策である。

5. 実効的な避難計画・避難実施は不可能

原子力災害対策指針は、原発から5km圏は放射性物質の拡散前に避難、30km圏は屋内退避、周辺で毎時500マイクロシーベルトの放射線量が測定されれば避難をするように定めた。これに沿って関係自治体では地域防災計画や広域避難計画作りを進めている。

しかし、原発の出力、地形、風の向きや強さなどにより、被害の拡散は予測不可能である。実際に原発30km圏にある135市町村のうち、避難計画があるのは全体の43%の58市町村にとどまる（本年1月末現在）。そもそも形式的に計画を作っても実際の避難の実効性は極めて乏しい。実効性のない避難計画を作ることを前提としなければならぬ政策など本末転倒で無意味というほかない。

6. 未だ事故収束の目途が立たない状況で再稼働をさせることは危険性を増幅させるだけである

福島原発事故以来、誰もが原子力のリスクを改めて認識し、国民の間には原子力発電に対する不安感や、原子力政策を推進してきた政府・事業者に対する不信感・反発がこれまでになく高まっている。また、この事故の結果、現在も14万人の人々が避難を余儀なくされ、当該事故をめぐるトラブルは今なお多くの国民や国際社会に不安を与えている。しかも、未だ事故収束の目途が立っておらず、汚染水問題も事態はますます深刻になる一方であり、到底「管理下」にあるといえるものではない。日本国内の原発は、活断層上ないしその付近に設置されたものや老朽化の著しいものなど、危険極まりないものばかりであり、原発の再稼働は事故の危険性を増幅させる以外のなにものでもない。

基本計画は、原発に依存しない社会を築いていこうという多くの国民の意見を無視するものであり、原発の安全性は絶対に確保しないという福島原発事故の現実を顧みない全く無責任な政策である

といわざるを得ない。また、原発事故の反省を顧みない政府の姿勢は、今年 2 月に示した政府原案では、冒頭で原発の「安全神話」に陥って事故を防げなかったとして「深い反省」を強調していたが、その後の与党協議により、いったんは「反省」の文言が冒頭部分から削除されたものの、批判が相次ぎ、結局、「反省」の文言を復活させるという迷走を辿った経緯からも伺われる。

ちなみに、脱原発を表明している諸外国のベース電源としては、風力（ドイツ）または水力（スイス）発電が重視されている。将来、蓄電技術が進めば、ベース電源のありようは、より自然エネルギーに向けられ、それこそが国家百年の大計にふさわしい。

7. 原発の「安全性の確保を大前提に」するのであれば、それは、福島原発事故のような事故を再び起こさないために、再稼働を前提とする政策ではなく、国内の全原発を安全かつ確実に廃炉とするための方針を策定すべきであり、これ以上、将来世代に禍根を残さないよう、責任をもって事故の収束を最優先に図り、原発稼働ゼロの社会を目指すことを決断すべきである。

以上の理由により、自由法曹団は、エネルギー基本計画に基づく原発推進政策に反対をするとともに、政府が同計画を閣議決定したことに對し、強く抗議の意を表明し、同計画の撤回を求め、決議するものである。

2014年4月11日

自由法曹団 常任幹事会